

鳥取県新型コロナウイルス対策向け 地域経済変動対策資金

最大5年間金利ゼロ、10年間保証料ゼロ、据置5年に拡充

対象要件

※融資対象となる方の詳細は別紙をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主	※① 金利ゼロ 保証料ゼロ	
鳥取県中部地震被災企業向け 資金の借入金を借換える事業者		
小・中規模事業者 (上記除く)	※① 金利0.7%、 ※② 保証料ゼロ	※①金利ゼロ 保証料ゼロ

※① 6年目以降 年1.43%

※② 保証料は一旦信用保証協会に一部をお支払いいただき、後で県が事業者にお支払いします。

その他の要件

- 融資上限額：3億円
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初5年間
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
※借入後の状況に応じて期間延長等を希望される場合は、借入れを行った金融機関にご相談ください。
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

取扱期間

令和2年5月1日から令和3年9月30日までに保証申込分まで

【申込窓口】

最寄りの商工会議所、商工会、商工会産業支援センター、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、金融機関

【お問合せ先】

鳥取県商工労働部企業支援課（電話）0857-26-7453（ファクシミリ）0857-26-8117

新型コロナウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金を活用した事業です

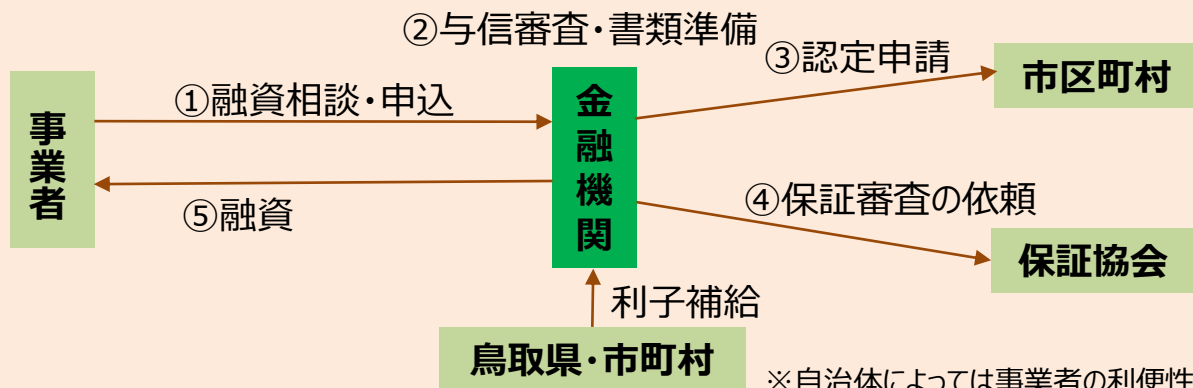
裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

令和2年5月1日より制度を開始していますので、
まずはお近くの金融機関又は商工団体にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関等へご相談ください。